

令和3年7月

検査実施料新設のお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、「保医発0708第1号」により下記検査項目につきまして、保険適用の対象となる検査方法が追加され、令和3年7月8日より適用されることになりましたので、ご案内申し上げます。

取り急ぎご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬白

***** 記 *****

■測定方法が追加された検査項目

検査項目名	実施料	判断料	点数区分	備考
インターロイキン-6 (IL-6)	170 点	生化Ⅱ 144 点	「D008」 内分泌学的 検査の 「31」	全身性炎症反応症候群の患者（疑われる患者を含む。）の重症度判定の補助を目的として、ECLA法又はCCLA法により血清又は血漿中のインターロイキン-6（IL-6）を測定した場合は、本区分の「31」副甲状腺ホルモン（PTH）の所定点数を準用して、一連の治療につき2回に限り算定する。なお、本検査を実施した年月日を診療報酬明細書に記載すること。また、医学的な必要性から一連の治療につき3回以上算定する場合には、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

以上